特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
59	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

坂出市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務における 特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱い が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、 特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために 適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り 組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

坂出市長

公表日

令和7年10月29日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務					
②事務の概要	・「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経運第423号通知)」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務を行うため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会 【情報連携の概要】対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。					
③システムの名称	臨時特別給付金システム					

2. 特定個人情報ファイル名

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル

3. 個人番号の利用

*+ ^	L &	+= +hn
法令	上0.)根拠

・番号利用法第9条第1項 別表の135の項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択版 <i>></i> 1)実施する 2)実施しない
				3) 未定

②法令上の根拠

[情報照会の根拠]

・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 ふくし課
②所属長の役職名	ふくし課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 坂出市 総務部 総務課 行政·法制管理係 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-	-5002
--	-------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先 坂出市 健康福祉部 ふくし課 管理係 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5007							
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した							
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	14年9月30日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	14年1月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書] ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書						
されている。									
2. 特定個人情報の入手(作	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	風じた提供を除く。) [○]提供・移転し	ない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提	供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						

7. 特定個人情報の保管・消去							
	人情報の漏えい・滅 リスクへの対策は十	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 人	手を介在させる作業				[]人手を介在させる作業はない		
	ミスが発生するリスク 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
¥	判断の根拠	記の局面確認を行・特定個.	iで特定個人情報の	取扱いに関し 為的ミスが多 申請書等の			

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。また、特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合については、複数人での確認を行った上で廃棄している。また、研修などを通して情報セキュリティ研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	I -9 規則第9条第2項の適 用 IV-8 人手を介在させる作 業 IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策		項目の追加	事前	新様式への移行に伴う修正
令和7年10月29日	IV −8 人手を介在させる作 業		項目の追加	事前	新様式への移行に伴う修正
令和7年10月29日	IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策		項目の追加	事前	新様式への移行に伴う修正